

市政のひろば 主な内容

市長就任あいさつ	2
正・副議長就任あいさつ	3
市民病院特集 予防 治療 働き方につなげる人間ドック	4~6
市・県民税のお知らせ	7

令和5年はたちの集い(旧称:成人式)	10
津島市民総合体育大会(夏季大会)	24,25
院長コラム	28
子どもの目	30
マイナンバーカードが作りやすくなります	裏表紙

行政 & 暮らしの情報



お知らせ

福祉医療費受給者証の更新

子ども医療費、心身障害者医療費、後期高齢者福祉医療費の受給者で更新が必要な方の受給者証の有効期限は7月31日です。

対象者には、6月中旬に申請通知等を送付します。忘れずに更新の手続きをしてください。

問合 保険年金課医療・年金G
☎24-1114

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の申請

2月に支給対象となる世帯へ確認書を送付しましたが、世帯に未申告の方がいる世帯や令和3年以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯等、支給対象に該当する世帯の申請も9月30日(金)まで受付しています。

※令和4年度に基づく申請等は、決まり次第市ホームページでご案内します。

申請 添付書類等持参の上、下記へ。
問合 福祉課福祉G
給付金窓口・コールセンター
☎22-5520 ☎22-5521

生活支援相談窓口からのお知らせ

生活についての困りごとや将来についての不安を抱えている方に、どのような解決方法があるか一緒に考え、安心した生活が送れるような取り組みを行っています。

まずは、困っていることを何でもご相談ください。内容によっては、専門的な機関を紹介します。お気軽にご相談ください。なお、家族や周囲の方からのご相談も受け付けています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金でお困りの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付の受付も行っています。

問合 生活支援相談窓口
☎24-1111 内線2136

家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方
・市内に居住している方
・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
・介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満であって特定疾病に該当する場合を含む)を自宅で介護している同居の家族の方

支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、

介護用手袋、防水シーツ、ウエットティッシュ、口腔ケア用品(上限年間6万円相当分)

実施時期 8月

申込 6月1日(水)~14日(火)に直接下記へ(土・日曜日は除く)。

問合 高齢介護課長寿福祉G
☎24-1118



男女共同参画週間

6月23日(木)~29日(水)

「あなたらしい」を築く、「あなたらしい」社会へ

津島市は、あらゆる分野への男女共同参画が促進され、1人ひとりが自分らしく活躍できるまちを目指しています。

パネル展示

期間 6月23日(木)~30日(木)

※ただし、初日は午前10時から、最終日は午後3時まで

場所 神守支所

問合 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364



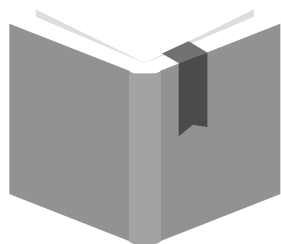
本のリサイクル

6月11日(土)から、図書館で使われなくなった本のリサイクルを行います(なくなり次第終了)。持ち帰り用の手提げ袋は各自でご用意ください。

場所 市立図書館

※混雑緩和と感染拡大防止の対策を取りつつ実施します。また中止となる場合や、実施方法等を変更する場合があります。

問合せ 市立図書館 ☎25-2145



読書感想文の課題図書

小学生から高校生までを対象にした、読書感想文の課題図書がそろいました。

貸出期間 6月1日(水)～

貸出日数 8月31日(水)までは1週間以内。9月以降は2週間以内。

※分室(生涯学習センター・神島田公民館)に課題図書は置いていません。予約をしてお取り寄せください。

問合せ 市立図書館 ☎25-2145

津島市青少年体験活動ボランティア活動支援センターからのお知らせ

青少年の健全育成のため、様々な自然・社会体験やボランティア活動の相談、情報提供をしています。

日時 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分

場所 社会教育課内

問合せ 市青少年体験活動ボランティア活動支援センター(社会教育課生涯学習・文化振興G内)

☎55-9421

小規模企業等振興金融融資制度

中小企業者を対象とした運転資金、および設備資金を融資する制度です。新規開業者は対象外。

通常資金

融資対象 従業員50人(商業・サービス業30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人

限度額 5,000万円

小口資金

融資対象 従業員20人(宿泊業および娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人

限度額 2,000万円(既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)

受付窓口 市内取扱金融機関、津島商工会議所

納税状況の確認 所得税(法人の場合は法人税)、事業税、県民税、市民税を確認します。

※各融資資金の必要書類については下記へ。

問合せ 愛知県信用保証協会

☎0120-454-754

家計調査にご協力ください

家計調査は、毎月、総務省統計局が都道府県を通じて行っている調査です。

この調査は、私たちの暮らし向きを家計の面からとらえるもので、一定の統計上の抽出方法に基づき選定した世帯に家計簿をつけていただき、その結果を経済政策や社会政策の基礎資料等として活用するものです。

調査員がお宅に訪問した際には、ご協力をお願いします。

なお、回答していただいた内容は、統計法により保護されます。

問合せ 愛知県県民文化局県民生活部統計課物価・消費統計G

☎052-954-6104

津島市シルバー人材センターからのお知らせ

庭木の剪定の予約を受け付けます

予約期間 9月～令和5年3月

申込 6月25日(土)・26日(日)の午前9時～午後1時に

電話で問い合わせ先へ。

※各月、予定件数に達した時点で締め切ります。

※当日は申し込みが集中し、電話が繋がりにくくなります。ご理解のほどお願いします。

料金 作業代、機械代、枝葉搬出代等がかかります。

その他 天候やその他事情等により作業が遅れることがあります。また、高木や危険を伴う作業等でお断りする場合があります。

草刈機取り扱い講習会

日時 6月15日(水) 午前9時～11時

※雨天の場合、6月16日(木)

対象 市内在住の60歳以上の方

内容 草刈機の基礎知識、練習

定員 15人(先着)

参加費 無料

申込 6月10日(金)までに下記へ。

問合せ 公益社団法人津島市シルバー人材センター(総合保健福祉センター内) ☎26-8448

犬・猫のフンで困っている方がたくさんいます

散歩中に出たフンは、必ず持ち帰りて処分しましょう。「飼犬を伴う散歩に関する条例」では、飼い主の義務を定めています。

- ・公共の場所を犬のフンで汚さないこと。
- ・犬のフンを処理するための袋などを携帯すること。

また、猫は家の中で飼育し、近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

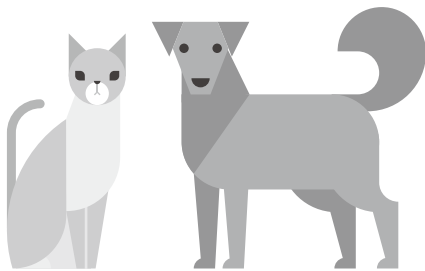
犬の登録と狂犬病予防注射は、狂犬病予防法による飼い主の義務です

- ・生後91日以上の子犬は、登録を受けること。
- ・狂犬病予防注射は、毎年受けること。

飼い犬の鳴き声が近隣に迷惑をかけていることがあります

無駄に吠えたりしないようにしつけをしましょう。しつけに関する相談は、愛知県動物愛護センター（☎0586-78-2595）へ。

飼い主として責任を持ちましょう。
問合せ 生活環境課環境保全G
 ☎55-9368



知っていますか 障害者差別解消法

障害者差別解消法では、行政機関と民間事業者に対して「障がいを理由とする差別」の禁止として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を求めています。

「不当な差別的取扱い」とは

障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したりすること。

「合理的配慮の不提供」とは

障がい者が生活する上での障壁を取り除く配慮を求めても、対応しないこと。

障がいを理由とする差別については、下記へご相談ください。

問合せ 福祉課福祉G
 ☎24-1115 FAX 24-1138

防ごう「障がい者虐待」

障害者虐待防止法では、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防および早期発見に関することが定められています。

障がい者虐待の種類

身体的虐待 障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由なく、身体を拘束すること。

性的虐待 障がい者にわいせつなことをすること。わいせつな行為をさせること。

心理的虐待 障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

放棄・放任 食事、入浴、洗濯、排せ

つこの世話をしないなど、障がい者の心身の状態を悪化させること。

経済的虐待 本人の同意なしに財産、年金、賃金を使うこと。障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

対象となる障がい者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他心身の機能に障がいがある方等（障害者手帳をもっていない方も含みます）

虐待かな?と思ったら

家庭や施設、勤務先などで、障がい者虐待が疑われる場合は、速やかに市に通報してください。

問合せ 津島市障がい者虐待防止センター（福祉課福祉G内）
 ☎24-1115 FAX 24-1138

「市政のひろば」音訳版がFMラジオで聴けます



FMななみ(77.3MHz)で
 毎週月曜日
 午前7時から放送中

問合せ シティプロモーション課
 広報・プロモーションG
 ☎55-9584

録音CDは、市役所・神守支所・神島田連絡所・市民病院で貸出中

お任せください!

ヒザ・腰痛を改善し元気を取り戻しましょう

半日型リハビリ専門 **津島柔整リハビリデイサービスセンター**

送迎あり・体験できます

ヒザの痛み
 何とかならない
 かしら...

ニーズにあつた
個別指導

週1~2回の
体操で健康づくり!

外出サポート
“お助け隊”でお出かけも安心

ご自宅でのリハビリなら
ながた訪問鍼灸マッサージ

健康保険が使えます（※医師の同意書が必要）

寝たきりや
歩行が困難な方に

ご自宅で
機能訓練ができます

☎0567-23-3339 (夜間はこちら ☎0567-26-7711)

〒496-0833 津島市常盤町4-33-7 ※南小学校南門前の緑の建物です



不法就労・不法滞在防止にご協力を!

あっせん
不法滞在者の不法就労を斡旋するブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判別することができます。事業主の皆さんへのご願いとして、外国人を雇用する際は、在留カードに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。

問合 【来日外国人・不法滞在情報に関するお問い合わせ】出入国在留管理庁外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904

IP電話・PHSからは

☎03-5796-7112

電波のルールは必ず守りましょう

6月1日～10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です。

- ・電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ・外国規格の無線機器は国内では使用できません。

・無線機器を使用する際は「技適マーク」を確認しましょう。



技適マーク

不明な点は下記までお問い合わせください。

問合 総務省東海総合通信局

不法無線局の相談

☎052-971-9107

テレビ等の受信障害の相談

☎052-971-9648



募集

流域モニタリング一斉調査の参加者

尾張地域・西三河地域・東三河地域水循環再生地域協議会では、河川やため池など身近な水環境に興味を持っていただくため、住民による調査を毎年行っています。

対象 愛知県民の方(小学生以下は、保護者同伴)

調査時期 6月5日(日)(環境の日)～9月30日(金)

調査内容 調査マニュアルを使って、参加者が選んだ身近な水辺(河川、水路、ため池など)の「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のようす」を調べ、結果を報告します。

申込 事前に参加申込書(市ホームページまたは市役所で配布)を直接、または電子メール、FAXで問い合わせ先に提出。

問合 生活環境課環境保全G

☎55-9368 FAX 24-1791

✉kanky@city.tsushima.lg.jp

農地の貸付希望者および借受希望者

公益財団法人愛知県農業振興基金では、農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する農家から機構が農地を借り入れ、応募していただいた受け手(借受希望者)に貸し付けることで、農地の集約化や農家の規模拡大等を図るものです。

農地の貸し付け、借り受けを希望する方は下記のとおりお申し込みください。

なお、農地の貸し付けには諸々の条件があり、ご希望どおり貸し付けできない場合もあります。

募集期間 随時

申込 市産業振興課農政観光G、またはJA海部東・JAあいち海部へ。

問合 産業振興課農政観光G

☎55-9653

愛知県農地中間管理機構

☎052-951-3288



「納付書等郵送用封筒」広告

問合 財政課管財・営繕G ☎55-9616

市税・保険料等(納税通知書用および通知書用の2種類)の郵送封筒裏面に広告を掲載していただける企業等を募集します。

募集期間 6月1日(水)～17日(金)

